



荻田町
こども計画

令和8～11年度

概要版

令和8年3月
荻田町

➤ 苅田町こども計画とは

✓ 計画策定の背景と趣旨

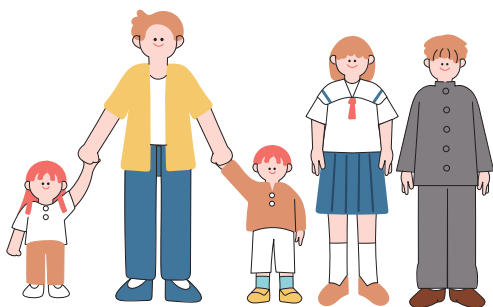
令和4年6月に「こども基本法」が成立し、同法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本町では、こどもと子育て家庭への支援及び子育て環境のさらなる充実を図るため、令和7年3月に「第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しましたが、時を同じくして、県が「こども基本法」と「こども大綱」を踏まえ「福岡県こども計画」を策定したことを受け、これまでの子ども・子育て支援施策にこどもの貧困対策や若者支援施策を加えた「苅田町こども計画」を新たに策定することとしました。

✓ 計画の位置づけ

本計画は、「第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画」と合わせ、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとする計画です。

また、策定にあたっては、本町の最上位計画である「苅田町総合計画」や、保健福祉分野の上位計画である「苅田町地域福祉計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。



苅田町総合計画



苅田町こども計画 (本計画)

子ども・若者計画

こどもの貧困対策計画

次世代育成支援行動計画

子ども・子育て支援事業計画



苅田町地域福祉計画

いきいきかんだ21 苅田町健康づくり計画

苅田町男女共同参画行動計画

苅田町多文化共生推進プラン

ほか関連諸計画

✓ 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

➤ 計画の基本理念と基本方針

こども大綱が実現を目指す「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」を指します。

この計画では、こども大綱の考え方を踏まえ、今を生きる、未来を生きる全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって自分らしく輝けるまちを目指します。

基本理念

全てのこどもが夢や希望をもって自分らしく輝けるまち
～こどもまんなか社会の実現を目指して～

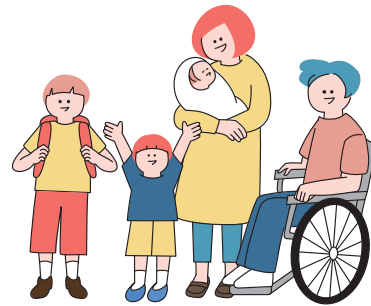


基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

施策の体系

本計画では、こども大綱を踏まえ、こども施策を以下のように3つに分類し、それぞれの取組を定めます。



1 ライフステージを通じた重要施策

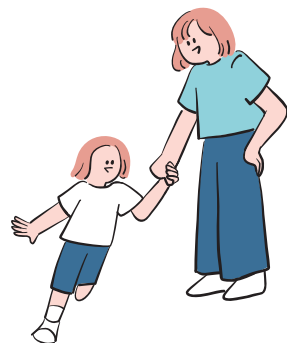
- | | | | |
|---|-----------------------------|---|--------------------------------|
| 1 | こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 | 5 | 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 |
| 2 | 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり | 6 | 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 |
| 3 | こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 | 7 | こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 |
| 4 | こどもの貧困対策 | | |

2 ライフステージ別の重要施策

- | | | | |
|----------------|------------------------------------|---|--------------|
| こどもの誕生前から幼児期まで | | | |
| 1 | ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 | | |
| | ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 | | |
| 学童期・思春期 | | | |
| 2 | ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実 | 5 | いじめ防止 |
| | ② 居場所づくり | 6 | 不登校のこどもへの支援 |
| | ③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 | 7 | 校則の見直し |
| | ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 | 8 | 体罰や不適切な指導の防止 |
| 青年期 | | | |
| 3 | ① 高等教育の就学支援 | | |
| | ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 | | |
| | ③ 結婚を希望する人への支援 | | |
| | ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 | | |

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 |
| 2 | 地域子育て支援、家庭教育支援 |
| 3 | 共働き・共育での推進 |
| 4 | ひとり親家庭への支援 |



施策の内容



1 ライフステージを通じた重要施策

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- 「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することを目指します。
- こども家庭庁が取り組んでいる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、町政に反映できる仕組みづくりに取り組みます。

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験機会の充実を図ります。

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- こども家庭センターを中心に、こども・若者が、性と生殖に関する正しい知識を身に付け、将来こどもを産み育てる準備として栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケア（妊娠前の健康管理）の周知を進めるとともに、妊娠前から子育て期まで切れ目なく母子保健サービスの提供に取り組みます。

4 こどもの貧困対策

- こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、貧困の状況にあるこどもの成育環境を整備するとともに、学習等の機会が失われることがないように、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- 障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもが一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。
- 慢性疾患や難病を抱え、長期間にわたる治療により、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 子育てに困難を感じる家庭や子ども自身のSOSを早期に把握し、支援していくため、子ども家庭センターにおいて総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関との連携の下、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めます。また、子どもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。
- ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指します。本人や家族が自覚していない場合も多く、支援の必要性が顕在化しづらいことがあります。子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、相談支援体制の充実や、自殺予防に関する教育や啓発の推進を通じて、子ども・若者の自殺対策を推進します。
- 地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携による防犯活動を推進します。

2 ライフステージ別の重要施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- 母子がともに健康な生活を送ることができるよう、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や妊婦健診等による母子の健康管理の充実を図っていきます。
- 各種健康診査や予防接種の機会を通じて、乳幼児期におけるこどもの健康の確保に努めます。

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」に基づき、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までの心身の健やかな育ちを保障できるよう、こどもの育ちを切れ目なく支える環境整備を推進します。



2 学童期・思春期

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実

- 日々の授業の充実を図るとともに、望ましい生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を目指し、「生きるための学力」を身に付けさせるとともに、地域に根ざした教育を推進し、本町の将来を担う意欲ある人材を育成します。

2 居場所づくり

- こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の声を聴きながら取組を推進します。

3 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- こどもたちが健やかに思春期を送れるよう、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図ります。

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするために必要となる知識に関する情報提供や教育に取り組みます。

5 いじめ防止

- 「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という意識のもと、学校を通じたいじめ防止に関する啓発に取り組むとともに、いじめの相談窓口の周知・啓発を行います。
- いじめの積極的な認知と正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、適切な対応によっていじめの解消を図ります。

6 不登校のこどもへの支援

- 不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう努めます。

7 校則の見直し

- 校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対して意識の共有を図ります。

8 体罰や不適切な指導の防止

- 体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

3 青年期

① 高等教育の就学支援

- 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の就学支援を行います。

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- 若年層やUターン希望者の定住につながる雇用創出に向け、就労支援をはじめ、雇用の受け皿となる企業の誘致、既存企業等における雇用環境の充実を目指します。

③ 結婚を希望する人への支援

- 県の「出会い・結婚応援事業」の周知を図ります。

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

③ 子育て当事者への支援に関する重要施策

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- 子育て中の家庭は、教育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費の助成、各種就学支援を行います。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

3 共働き・共育ての推進

- 子育てに関する負担が特定の人に偏りやすい現状を改め、あらゆる家族の形に配慮したうえで負担を適切に分担できる環境を、働く場や学ぶ場、地域社会全体で支える社会をめざし、共働き・共育てを推進します。

4 ひとり親家庭への支援

- それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の自立と安定した生活の実現を図ります。

発行・編集

苅田町こども課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1

TEL 093-588-1036 FAX 093-436-5121